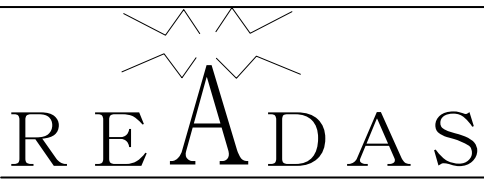


第 5118 号  (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース  (2014年)平成26年12月1日月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 通勤手当の非課税限度額が改正に

**Q**：通勤手当の非課税限度額が改正になったとか。どのようになったのですか？

**A**：自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。平成26年4月1日以後分から適用で、一部遡及適用となります。

### 【解説】

この度、所得税法施行令が改正され、交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が次のように引き上げられました。

その他については、これまでと同じです。

- ・通勤距離が片道55km以上である場合  
31,600円
- ・片道45km以上55km未満である場合  
28,000円
- ・片道35km以上45km未満である場合  
24,400円
- ・片道25km以上35km未満である場合  
18,700円
- ・片道15km以上25km未満である場合  
12,900円
- ・片道10km以上15km未満である場合  
7,100円
- ・片道2km以上10km未満である場合  
4,200円

